

大阪府公衆浴場入浴料金審議会（第2回）要旨

- 1 日 時 令和3年3月5日（金） 午前10時から正午まで
- 2 場 所 プリムローズ大阪3階「高砂の間」
- 3 出席委員 椎葉 淳、乙政 正太、川喜多 由博、細見 三英子、宮前 博一、土本 昇、北出 守、中村 夏美、松永 律、川人 優
（敬称略、名簿順）
- 4 議 題 大阪府における現行入浴料金の改定の要否等について
- 5 開 会
事務局 氏内生活衛生室長が挨拶を行い、浅野生活衛生補佐が開会を宣言した。
- 6 定足数の確認
審議会規則第4条第3項により、審議会は委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないが、13名中10名の出席があり、浅野生活衛生補佐が審議会の成立を報告した。

7 議 事

小委員会での確認事項

- <事務局> （資料1（P.1～4）に基づき、小委員会での確認事項（標準浴場の選定方法及び総収支実績）について説明した。）
- <細見委員> 20%抽出について、今後もその手法で行うのか、また状況に応じて変えていくのか、その見通しを聞きたい。
- <事務局> 統計データ的には全体の20%抽出に有効性はあるとご確認頂いている。また、低い階層に事業者が増えており、経営調査をするのが難しくなっている。全体分布と同じ形の20%抽出で標準と呼べると審議会でご結論いただいております、事務局としては数年で変えることは考えていないが、これは審議会の議題であるため、変えるべき根拠が示されるのであれば、都度審議していただき対応する。
- <椎葉会長> 今後の審議会でも、最初の議題として議論していくことを確認しておく。

小委員会での検討・分析結果及び精査資料

- <事務局> （資料2・3・4（P.5～21）に基づき、小委員会での検討・分析結果及び資料（標準浴場の選定方法及び総収支実績）について説明した。）
- <椎葉会長> 資料3の現行料金大人440円とは、H30年当時ということか。
- <事務局> そのとおり。調査時の平成30年の料金であり、現行という表現は適切ではなかった。計

算上は **440** 円を用いている。

- < 椎葉会長 > 中人・小人については、事務局説明のとおり影響は限定的であり、後ほど議論したい。今回、大阪府の統計データや過去の申告から金額を設定し、資料3の **8** パターンを設定されている。ただ、これまで入っていなかったものを算入するため、影響は大きいと思われるが、**450** 円からの大幅アップについてどう考えるか。
- < 松永委員 > 営業者にとって、個人報酬の金額、減価償却費ではなく建物再調達費という新たな項目の妥当性、額は納得できる内容か。
- < 土本委員 > 資料3の人件費の数字、**A・B**は事業主を抜いた従業員だけの数字と認識しているが、この中には家族従業員への支払いだけでなく、他人様への支払いも含まれている。最低賃金は **964** 円と設定されており、経営者として他人様へはそれを払っているが、家族はその規制に当てはまらず、それ以下しか支給できていない。人件費は、従業員人数又はのべ時間数×最低賃金 (**964** 円) で算出してほしい。
- < 松永委員 > 建物再調達費はどうか。
- < 土本委員 > より算入できるのであればよいが、**5%**と決まっているのであればこれで問題ない。
- < 事務局 > 国通知で**5%**程度とされており、他府県でも**5%**である。
- < 宮前委員 > 他委員の先生にもご審議いただきたい。
- < 中村委員 > 建物再調達費と事業報酬は、これまで、なぜ大阪府では算定に含まれていなかったのか。
- < 事務局 > 建物再調達費は減価償却費と重複しているとされ、**H25**年は反映していなかった。個人事業主の人件費の算定の検討にあたり、当初営業者側から収入が少ないことにより再投資費用が足りていないという意見や、減価償却が終わり、再調達費が不足していることも調査から見えてきたため、国通知に基づき再投資のための費用を算入することとした。同じレベルの改修分は建物再調達費とするが、質を上げるような集客のサービス等は資本の内部留保分として事業報酬とする。
- < 宮前委員 > 利益が出ないので改装や投資などできない。
- < 乙政委員 > 総括原価方式で必要なデータを足し込んでいくという方針で、ある程度必要なデータは加算しており、適切に算出していると思う。事業報酬の割合を変更しても、一人当り換算ではさほど変動はないだろう。
- < 事務局 > 大阪府で**1%**変更した場合、**1**円程度の変動となる。国通知で**10%**程度が適当とあり、それを反映している。
- < 北出委員 > この金額に消費税 **10%**は含まれているか。
- < 事務局 > 内税であり、含まれている。
- < 川喜多委員 > 念のため確認だが、公租公課の**8%**を **10%**換算しているので、**10%**分含まれているという認識で良いか。
- < 事務局 > そのとおり。

- <細見委員> 大阪独自の算定方法も悪くないが、各都道府県の考え等参考にしながら、通知の基準に沿って行く形は、将来を考えたときに大切。今回通知に基づいた計算をしたことは評価する。案については妥当だと思う。**S48**年以降で法解釈の改正や通知はないか。
- <事務局> 消費税の制度が出来たときに、内税で上限額を検討するように通知があった程度。
- <川人委員> 算定方式についての見直しは、小委員会で十分議論されたようだ。私もこの算定方法は以前より良いと考えている。最低賃金 **964** 円程度は事業者も従業員と同じレベルで計上してほしいという営業者の気持ちは理解できる。これらを踏まえると、資料3のC:改定入浴料金算定欄のうち④の **240** 万円 (**P.8** より) が妥当かと思う。
- <宮前委員> 風呂屋が一体何時間働いているかという話。準備と片付けを考慮すれば、私は **10** 時間働いており、**10** 時間労働では **300** 万円 (**P.8** より) となり、こちらで計算していただきたい。所得が少ないから廃業が止まらなると、最初から言っている。事業主の所得を上げない限り、廃業は収まらない。これを食い止めるための審議会ではないのか。また、家族従業員も含めて考慮するのであれば、それに **2.9** 人 (**P.4** より) をかければよいのではないか。
- <椎葉会長> 上限額を決める審議会であるため、そこはご理解いただきたい。資料3では **240** 万円とした場合、**500** 円程度と出ているがどうか。
- <宮前委員> 納得できない。営業者は **240** 万円ではやっていけない、廃業に歯止めはかからない。
- <椎葉会長> 現行 **450** 円、他府県では最高 **490** 円という現状がある中、上限額を決めるという事のみで申し上げれば、**240** 万円の算入であっても今より **50** 円以上の値上げとなるが。
- <宮前委員> 適正価格を出した上での審議を、当初より希望している。
- <土本委員> 資料3にC-⑤を追加していただきたい。内容は事業主に **300** 万円、従業員に **1.9** 人×最低賃金 **964** 円としてほしい。この不備のある表では審議できない。
- <松永委員> 賛同する。公衆浴場は公共財であるという共通認識をもつ必要がある。公衆浴場を守るため、事業主の苦労に応える数字を出した上で、利用しやすい額を上限額としてほしい。
- <中村委員> 消費者としては **1** 回あたり **50** 円の値上げは結構な値上げであり、公衆浴場の存続や事業者の苦労も理解できるが、それだけでは納得できない。家族経営の辛さも分かるが、コロナ禍で失業者も増え、消費者も苦しい状況。審議会として上限額を議論するのであれば、今回平均値として明確な数字を出されているので、そこからの議論でよいのではないか。
- <宮前委員> 営業者は、仮に **513** 円 (資料3、C-④) より高い値となっても、それにしてほしいと言うつもりはない。まずは適正価格をだしてからの議論である。消費者に負担をかけるつもりはない。
- <椎葉会長> 前回から引き続きの話となるが、上限額の計算においては、この資料 (総括原価方式) を基に議論したいと考えている。「人件費の実際にあるべき水準はもっと高い」と営業者が言われることを、否定しているわけではない。
- <土本委員> **513** 円より高い金額が出そうなのでやめておこう、と聞こえるが。

- < 椎葉会長 > そうではない。513 円より高い金額が出た場合は、その金額に設定すべきだと考えている。
- < 土本委員 > 営業者代表としては、この資料では組合員に説明ができない。人件費がもっとかかることは分かっているのに、なぜ引き下がったのかと言われてしまう。
- < 宮前委員 > この資料では議論できない、廃業は止まらない。まずは適正価格を出してほしい。仮に 513 円より高い価格が出た場合、それをたたき台として、営業者が飲める範囲で皆さんにご審議いただきたい。この資料では上限が 240 万円と決まっているように見えてしまう。
- < 事務局 > 今回の資料は、国の通知に基づいた料金算定方法となっている。人件費については、実態調査結果をまず反映させ、更に全国調査や統計を踏まえて乖離等を埋めるよう配慮することとなっている。営業者の考えている適正な人件費との乖離は依然としてあるようだが、調査結果を踏まえていることを考慮すると、そこまでもっていくことは難しいように感じる部分もあるが、調査結果の資料として作成したもの。
- < 宮前委員 > 実際の改定価格より審議会中で 100 円高く算出された県もある。他県は出せるのに、なぜ大阪で出せないのか。
- < 椎葉会長 > それはいくつの県か。
- < 宮前委員 > 私が把握しているのは 1 県。
- < 椎葉会長 > その決定は、私の考え方とは違うと言わざるを得ない。
- < 宮前委員 > 他県のようにたたき台を出し、そこから審議していただきたい。
- < 川人委員 > 小委員会に出席していないが、資料 (P.6) を拝見し、今回の個人事業主人件費の取扱いは「単に従前の従業員人件費の推移のみならず、類似の職種における水準との格差の縮小に努めるよう配慮しており、この際参考となる職種としては、当該地域の一般中小企業における人件費水準、毎月勤労統計、春期賃上げ状況等」と議論されたようだ。基礎調査等における人件費の結果と賃金給与に関する各種統計データ (P.9) では、240 万円は③法人代表者報酬、(F)府最低賃金 (8 時間労働) となっており、実績と各種統計データ見た上での資料だと感じたので、この中でできるだけ最高額を取るべきと考えたものと理解した。
- < 宮前委員 > なぜ C-⑤を作れないのか。
- < 椎葉会長 > 料金設定ではなく、上限を決める会である。
- < 松永委員 > 現実に営業者が反映されていないと言っているのであれば、不十分ではないか。
- < 細見委員 > 検討資料として C-⑤を作るのであれば、どのような数字を取れば実情に近いのか。10 時間労働とするのか、最低賃金とするのか、元の数字は。
- < 土本委員 > C-⑤とは申し上げたが、様々なパターンを 2・3 列作成していただきたい。入浴料金ありきではなく、内容から入浴料金を審議していただきたい。
- < 細見委員 > これにしなさい、とする議論ではない。これまでの審議から考えて、C-⑥、⑦・・・とするより、何が入れれば実情がしっかり反映されるのか候補を出した上で、C-⑤とするのはど

うか。作成されるのであれば、番外の資料として、委員も勉強したいと思う。

<松永委員> 家族従業員人件費が反映されていないという話があったが。

<宮前委員> 払えないので、家族には我慢してもらっている。また、儲からず投資できないため、建物再調達費が下がるのは当然である。

<松永委員> そうすると、人件費として事業主の最低賃金 **964** 円×**8** 時間労働+家族従業員、建物再調達費は次のための出来るだけの費用を計上するべきということか。

<宮前委員> 建物再調達費は例として出したもので、人件費のみでよいと思う。

先ほどの土本委員の **C-⑥**、**⑦**・・・を作成するという話は、**8** 時間で考えるのか **9** 時間で考えるのか・・・ということ。**8** 時間と決めるのであれば、**C-⑤**を **8** 時間で算出すればよい。この資料では、**C-①**~**④**の中から選べと言われているように感じる。営業者として飲めない。

<川人委員> 浴場事業者の労働時間に関する統計データは事務局として把握していないのか。

<事務局> 国が厚生科学審議会生活衛生適正化分科会(令和元年)で発出している統計データでは、個人経営の方々の時間労働については、**7** 時間未満が **45.5%**、**7**~**8** 時間が **18.2%**、**8**~**9** 時間が **9.1%**、**9** 時間以上が **27.3%**となっており、最も多いのは **7** 時間未満である一方で、**9** 時間以上も **27.3%**と二極化が認められたと分析されている。

<川人委員> その統計を参考にし、資料3は **240** 万円までとされているということと理解した。

<宮前委員> この統計は、回答する事業者が勘違いして、労働時間ではなく営業時間を回答しているのだと思う。**9** 時間以上は準備片付けも入れて回答しているのだろう。

<川人委員> どの事業でも準備や片付けはあるので、そこをふまえた統計ではないのか。

<宮前委員> あくまで、回答する者がどう解釈したかだと思う。そう考える理由は、**7** 時間では風呂屋の営業は成り立たないから。例えば、**16** 時から **7** 時間とした場合 **23** 時までとなるが、**22** 時に閉める風呂屋は、現状ほとんどない。私は **13** 時から **23** 時半まで営業しており、準備片付けも **3** 時間で **13** 時間労働となる。地域で店を構えている以上、あまり短時間では商売的に成り立たないはず。

<椎葉会長> 細見委員からの提案にもあったが、資料3の別紙作成は可能か。

<事務局> 資料3は統計と分析からの水準と実績値から算出している。営業者としてどの数値で算定されたいか、具体的にご提案いただきたい。

<土本委員> 調査の数字ではなく、家族従業員や事業主を含めた、浴場を運営するのに必要な人数 **3** 人(従事者)×単価(最低賃金)としていただきたい。

<川喜多委員> 調査に基づいた実際の原価計算結果が議論のスタートである。したがって、公衆浴場を運営するのに妥当な人数、必要な人数という意味で、**2.9** 人か **3.0** 人か具体的に認定することまではこの場に馴染まないと考える。ただ、調査に基づく従業者が **2.9** 人であることや、事業主が少なくとも **9** 時間は現実に労働されているということであれば、それらに基づいた数値を参考値として算出することには反対しない。

- < 椎葉会長 > 時間の都合があるため、資料3のC-⑤に関して、事務局で実績を基に別紙資料を作成していただき、もう一度審議するというところでどうか。
- < 事務局 > 営業者一人当たりの労働時間は出ているが、それを家族従業員の実績と出来るかどうか評価が難しいところ。
- < 椎葉会長 > 少し検討いただき、難しいようであれば今回と同様の計算方法を用いるか、参照する数値があればそれを反映し、もう一度議論したい。
- < 事務局 > 第3回審議会は4月中頃となるかと思うが、価格改定となった場合、時期が遅れることについてはご了解いただけるか。
- < 宮前委員 > 問題ない。
- < 事務局 > では改めて日程調整を行う。

8 閉 会

浅野生活衛生補佐が閉会を宣言した。